

第3章

武力攻撃事態等への対処

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

1 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

区は、国から都を通じて、警戒態勢の強化を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが区に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、区長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、危機管理監に命じて危機管理情報収集体制を招集して、即応体制の強化を図る。

この場合において、区長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認を行う。さらに、区内において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう、必要に応じ全庁的な体制「危機管理対策本部」を設置する。

2 事態認定前における危機管理対策本部の設置及び初動措置

(1) 危機管理対策本部の設置

- ①区長は、現場からの情報により事案の発生を把握した場合には、速やかに、都、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）に連絡を行うとともに、全庁的な対応を行い、区としての的確かつ迅速に対処するため、危機管理対策本部を設置する。
- ②危機管理対策本部は、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、その他の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、都、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、危機管理対策本部を設置した旨を、都に連絡する。この場合、危機管理対策本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における各機関との通信を確保する。
- ③区は、区対策本部の設置指定前にあっては、原因不明の事案が発生し、その被害の様態が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合には、区災害対策本部を設置し、国民保護に準じた措置を行う。

(2) 初動措置の確保

- ①区は、危機管理対策本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の警察、消防等の活動状況を踏まえ、必要により、区災害対策本部を設置し、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。
また、区長は、国、都等から入手した情報を関係機関へ提供する。
- ②区は、警察官職務執行法に基づき警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定や、消防法に基づき消防吏員が行う火災警戒区域または消防警戒区域の設定が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。
- ③政府による事態認定がなされたが、区に対し、区対策本部の設置の指定がない場合においても、区長は必要があると認めるときは、国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置を行う。

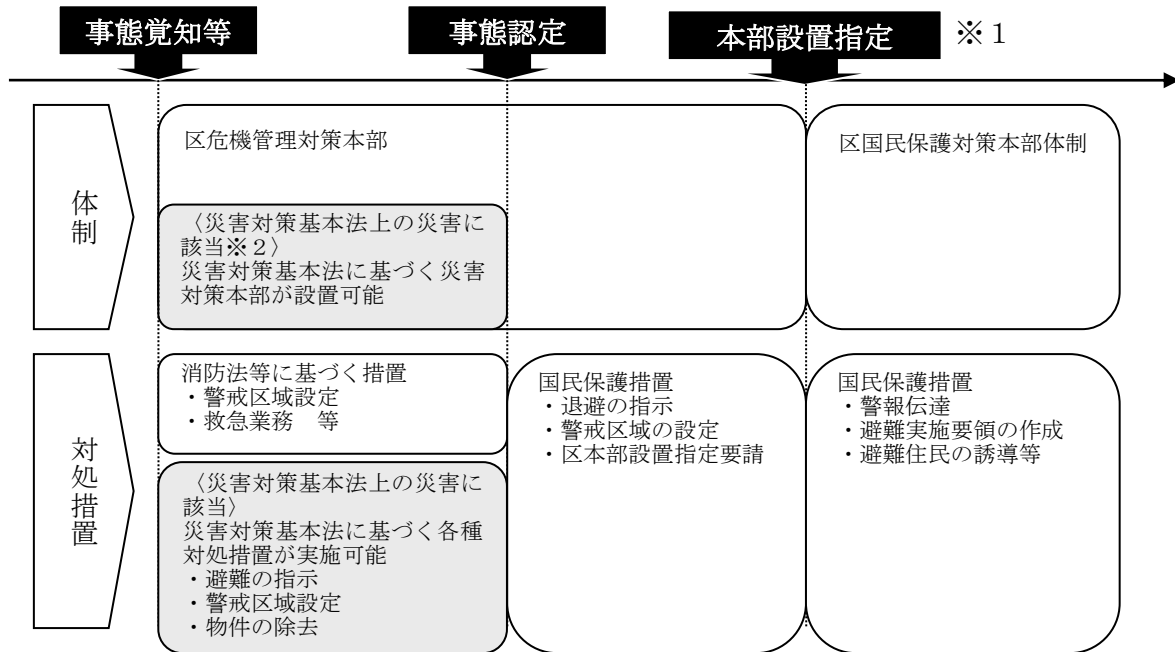
(3) 関係機関への支援の要請

区長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、都や他の区市町村等に対し支援を要請する。

(4) 区対策本部への移行に要する調整

危機管理対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、区に対し、区対策本部を設置すべき区の指定の通知があった場合については、直ちに区対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、危機管理対策本部は廃止する。

その際、災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

第2節 区対策本部の設置等

1 区対策本部の設置

(1) 区対策本部の設置の手順

区対策本部の設置は、次の手順により行う。

①区対策本部を設置すべき区の指定の通知

区長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を通じて区対策本部を設置すべき区の指定の通知を受ける。

②区長による区対策本部の設置

指定の通知を受けた区長は、直ちに区対策本部を設置する。なお、危機管理対策本部等を設置していた場合は、区対策本部に切り替える。

③区対策本部員及び区対策本部職員の参集

区担当職員は、区対策本部員、区対策本部職員等に対し、職員連絡網等を活用し、区対策本部に参集するよう連絡する。

④区対策本部の開設

区担当職員は、大田区役所本庁舎5階に区対策本部を開設するとともに、区対策本部に必要な各種通信システム（防災情報処理室等）の起動、資材の配置等必要な準備を開始する。また、関係機関と電話、FAX、電子メール、防災行政無線（移動系）等を用いて活動体制等を相互に通報することにより、通信手段の状態を確認する。

区長は、区対策本部を設置したときは、議会にその旨を連絡する。

⑤交代要員等の確保

区は、交代要員の確保、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保を行う。

⑥本部の代替機能の確保

区は、区対策本部が被災した場合等、区対策本部を区本庁舎に設置できない場合は、区長が状況に応じて、代替施設を指定する。

また、区外への避難が必要で、区内に区対策本部を設置することができない場合は、都と区対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 区対策本部を設置すべき区の指定の要請等

区長は、区に対して区対策本部を設置すべき区の指定が行われていない場合において、区における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合は、都知事を経由して内閣総理大臣に対し、区対策本部を設置すべき区の指定を行うよう要請する。

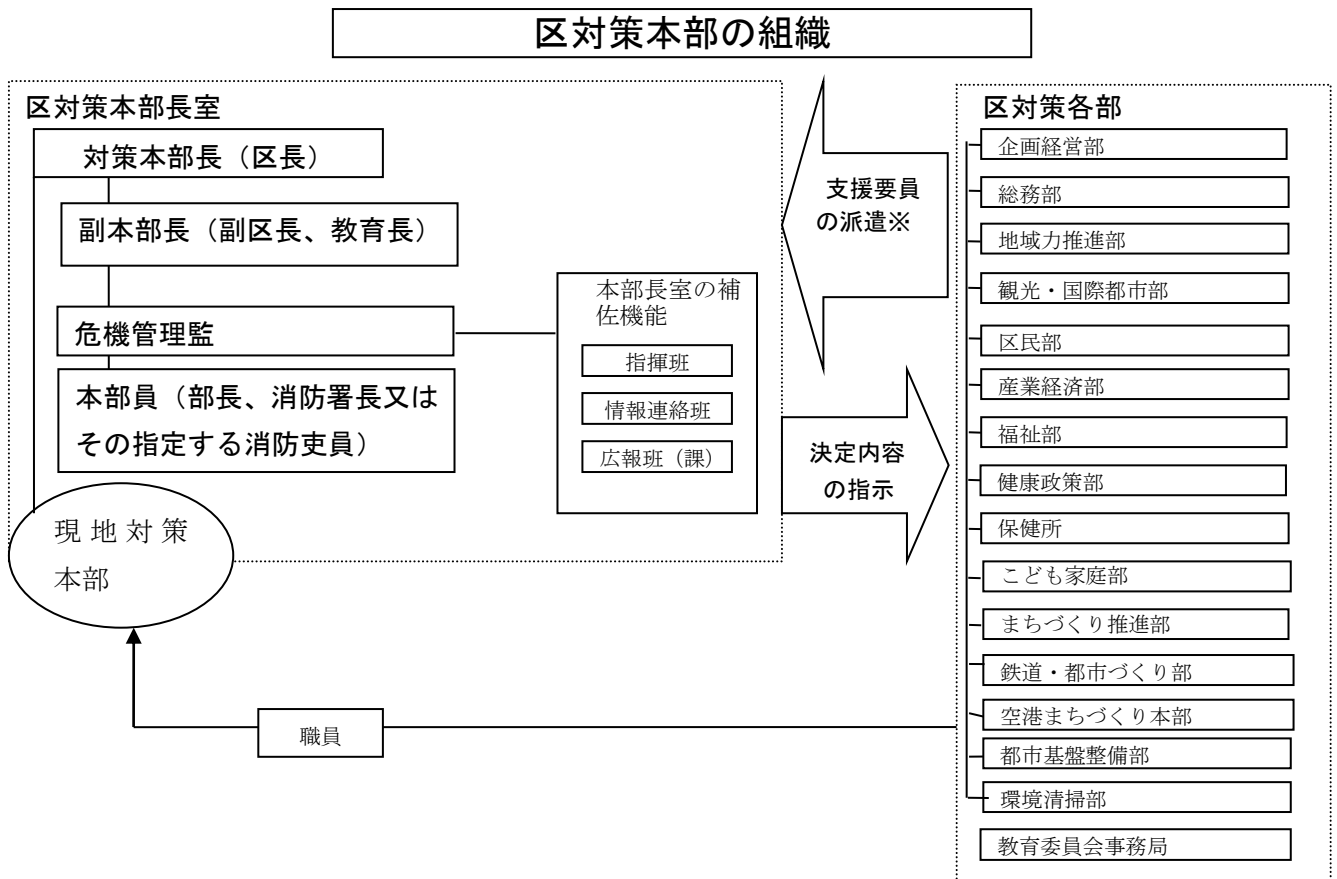
(3) 区対策本部の組織構成及び所掌事務

区対策本部の組織構成及び各部の所掌事務は以下のとおりとする。

- ①区対策本部の組織構成
- ②本部長室の補佐機能の編成
- ③本部長室の所掌事務
- ④危機管理監及び各部の所掌事務

①区対策本部の組織構成

区対策本部の組織は、大田区国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例で定めるとおり。本部長室と各部の構成は下図のとおり。各部は区対策本部における決定内容等に従い、措置を実施するものとする。区対策本部長室には、各部から本部連絡員等の支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。



※各部は本部連絡員その他支援要員を本部長室に派遣する。

②本部長室の補佐機能の編成

班	機能
指揮班	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長室の庶務に関すること（審議の記録を含む）。 ・参集職員の掌握および配置に関すること。 ・本部長室及び各部との連絡調整に関すること。 ・情報連絡班が収集した情報を踏まえた、区対策本部長の重要な意思決定に係る資料作成等による補佐に関すること。 ・関係機関への措置要請、自衛隊の派遣要請等の重要な連絡に関すること。 ・対策本部の活動、本部長室の審議、国民保護措置等の記録に関すること。
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の情報に関する国、都、他の区市、関係機関との通信連絡に関すること。 ○被災情報○避難や救援の実施状況○災害への対応状況○安否情報○その他 ・特別出張所等との通信連絡に関すること。 ・警報、緊急通報の通知及び伝達に関すること。 ・通信回線や通信機器の確保に関すること。
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の対外的な広報活動に関すること。 ○被災状況や区対策本部の活動内容の公表 ○被害拡大防止及び混乱防止の広報○報道対応

※班の名称、機能は一例。災害の態様により適宜編成する。

③本部長室の所掌事務

本部長室は、次の事項について区対策本部の基本方針を審議策定する。

- 1 国民の保護のための措置全体にわたる大田区の方針に関すること。
- 2 重要な武力攻撃災害情報の収集及び伝達に関すること。
- 3 避難の指示の伝達、避難住民の誘導及び緊急通報の伝達に関すること。
- 4 都が行う救援の協力に関すること。
- 5 公用令書の交付を伴う特定物資の収用等及び応急公用負担に関すること。
- 6 国民保護現地対策本部の設置に関すること。
- 7 部長及び現地対策本部長に対する事務の委任に関すること。
- 8 自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること。
- 9 都、他の区市町村、公共機関等に対する応援の要請等に関すること。
- 10 国民保護措置に要する経費の処理方法に関すること。
- 11 前各号に掲げるもののほか、重要な国民保護措置に関すること。

④危機管理監及び各部の所掌事務

部の名称	所掌事務
危機管理監	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護に関する総合調整 2 国民保護対策本部の運営 3 本部長命令及び要請の伝達 (避難の指示、警報・緊急通報、退避の指示、警戒区域の設定等) 4 災害情報の総括整理及び本部長への報告 5 災害情報の分析及び応急対策に係る素案の作成 6 国民保護法の運用 7 東京都その他の防災関係機関との連絡調整 8 遺体収容場所の確保 9 避難・復帰実施要領の策定
企画経営部	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護措置関係の予算 2 武力攻撃災害の復旧・復興計画の立案・調整 3 武力攻撃災害に関する広報及び広聴相談業務

	<ul style="list-style-type: none"> 4 情報システムの復旧対策 5 損害補償、損失補償
総務部	<ul style="list-style-type: none"> 1 本部長室の庶務 2 東京都その他関係機関との連絡 3 本部の通信及び情報の総括 4 国民保護対策の連絡調整 5 特殊標章（赤十字標章を除く）の交付及び許可 6 車両舟艇及び資材等の調達 7 物資の受入れ及び配分 8 安否情報の収集及び提供 9 国民の権利利益に関する文書の保存
地域力推進部	<ul style="list-style-type: none"> 1 特別出張所における災害対策活動の調整 2 被災地の被害状況の調査 3 り災証明書の発行 4 ボランティア等の支援に係わる総合調整 5 避難所の開設及び管理運営 6 避難誘導
観光・国際都市部	<ul style="list-style-type: none"> 1 外国人の保護及び避難誘導について
区民部	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災者に対する区税の減免及び執行猶予
産業経済部	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害用食糧の確保（炊き出しを含む） 2 応急給水層及び給水所での給水活動 3 中小企業及び農漁業の武力攻撃災害復旧対策
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け 2 要配慮者（高齢者・障害者）に関すること 3 生活困窮者等に対する保護及び支援 4 遺体収容所の確保並びに遺体の収容及び搬送 5 遺体処理埋葬等に関する事務処理
健康政策部	<ul style="list-style-type: none"> 1 医師会及び医療機関との連絡調整及び協力 2 医療及び助産物資の確保、備蓄及び配分の総括 3 救護所の選定、設置及び管理運営の総括 4 被災地、避難所等における防疫その他保健衛生対策 5 被災地、避難所等における食品衛生及び環境衛生 6 遺体埋葬等に関する事務処理 7 赤十字標章の交付及び許可 8 医療ボランティアの受入れ調整
こども家庭部	<ul style="list-style-type: none"> 1 幼児に関する相談業務 2 母子生活支援施設に対する指導及び連絡 3 要配慮者（乳幼児・障害児）に関すること 4 他の部に対する支援活動
まちづくり推進部	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災住宅の応急修理 2 民間住宅の応急危険度判定の統括 3 建造物の被害状況調査 4 建築ボランティアの受入れ調整 5 応急仮設住宅の建設計画の策定 6 長期避難住宅及び応急仮設住宅の入居者の募集等の事務 7 家屋の解体

鉄道・都市づくり部	1 まちづくり推進部の支援
空港まちづくり本部	1 まちづくり推進部の支援 2 羽田空港との連絡調整
都市基盤整備部	1 土木構造物に関する被害状況調査及び復旧 2 障害物の調査及び除去 3 ライフラインに関する業務 4 交通規制情報に関する業務 5 応急給水槽及び給水所での給水活動 6 避難場所に関すること 7 がれき処理の支援
環境清掃部	1 被災地の清掃業務 2 輸送業務 3 がれき処理
教育委員会事務局	1 応急教育の指導及び調整 2 学校教育施設の応急危険度判定、応急対策 3 教育ボランティアの受入れ 4 被災児童、生徒の教科書及び学用品の給与 5 避難所（学校）に対する支援と連絡調整 6 輸送業務

【参考】武力攻撃事態等における東京消防庁（消防署）の業務（東京都国民保護計画より転載）

機関の名称	分掌事務
東京消防庁	1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること
第二消防方面本部	2 消火、救助・救急に関すること
大森消防署	3 危険物等の措置に関すること
田園調布消防署	4 避難住民の誘導に関すること
蒲田消防署	5 警報伝達の協力に関すること
矢口消防署	6 消防団との連携に関すること
	7 生活関連等施設の安全確保に対する協力に関すること
	8 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること

（４）区対策本部における広報等

区は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適切な情報提供や行政相談を行うため、区対策本部における広報広聴体制を整備する。

①広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。広報責任者は広聴広報課長とする。

②広報手段

広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。⇒関係報道機関一覧を資料編に掲載

③留意事項

ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。

イ) 区対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、区長自ら記者会見を行う。

ウ) 都と連携した広報体制を構築する。

(5) 区現地対策本部の設置

区長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、都等の対策本部との連絡及び調整のため現地における対策が必要であると認めるときは、区対策本部の事務の一部を行うため、区現地対策本部を設置する。

区現地対策本部長及び区現地対策本部員は、区対策副本部長、区対策本部員その他の職員のうちから区対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地連絡調整所の設置

区は、発生現地において活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合は、都と連携し、各機関の参加を得て、現地周辺に現地連絡調整所を設置する。なお、既に都または関係機関により現地連絡調整所が設置されている場合は区職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

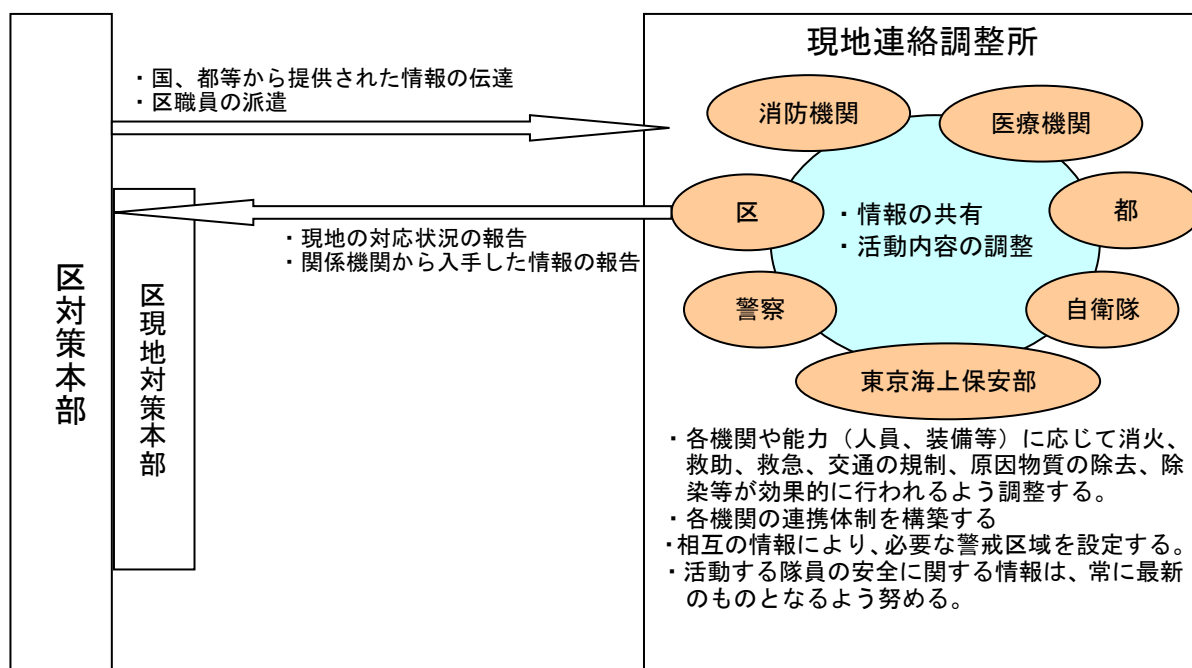
①参加機関

都、警察、消防、医療機関、自衛隊など現地で活動している機関

②実施内容

- ・被災状況や各機関の活動状況の把握
- ・各機関が有する情報の共有
- ・現地における活動（避難誘導の実施等）の連携のための調整 等

【現地連絡調整所の組織編成】



(7) 区対策本部長の権限

区対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

①区の国民保護措置に関する総合調整

区対策本部長は、区内の国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、区が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

②都対策本部長に対する総合調整の要請

区対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、都並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。^(*)

また、区対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、区対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③情報の提供の求め

区対策本部長は、都対策本部長に対し、区内の国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④国民保護措置に係る実施状況の報告または資料の求め

区対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、区内の国民保護措置の実施状況について報告または資料の提出を求める。

⑤区教育委員会に対する措置の実施の求め

区対策本部長は、区教育委員会に対し、区内に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、区対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 区対策本部の廃止

区長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を経由して区対策本部の設置指定解除の通知を受けたときは、遅滞なく、区対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

区は、携帯電話、移動系区防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系区防災行政無線等の固定系通信回線の利用または臨時回線の設定等により、区対策本部と区現地対策本部、現地連絡調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

区は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、復旧要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

区は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員を避難先地域に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

^(*) 運送事業者である一の指定地方公共機関に対し、複数の区市町村から避難住民の運送の求めがなされた場合の調整など

3 特殊標章等の交付及び管理

区長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、交付要綱を作成し、以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

なお、国民保護措置に係る職務を行う消防団員に交付する特殊標章等の交付要綱の作成、特殊標章等の交付及び使用に係る事務は、消防総監が行う。

①区長

- ・区職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・区長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・区長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

②水防管理者

- ・水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

第3節 関係機関相互の連携

1 国・都の対策本部との連携

(1) 国・都の対策本部との連携

区は、都の対策本部及び国の対策本部（都経由）と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

都の対策本部長から東京都国民保護対策本部（以下、都対策本部という。）の本部派遣員として区職員の派遣の求めがあった場合は、区職員を派遣し、情報共有等の体制を整える。

(2) 国・都の現地対策本部との連携

区は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、区職員を派遣することにより、当該本部と緊密な連携を図る。また、国の現地対策本部が設置され、現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会^(*)を開催する場合には、区対策本部として当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする。

2 都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 都知事等への措置要請

区は、区内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都知事その他の執行機関（以下「都知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、区は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 都知事に対する指定行政機関の長または指定地方行政機関の長等への措置要請

区は、区内における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、都知事等に対し、指定行政機関の長または指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

^(*) 国の現地対策本部長は、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について、相互に協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会を開催するものとする。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関または指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、区長は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- ①区長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて東京地方協力本部長または区の協議会委員たる隊員を通じて、東部方面総監等を介し、防衛大臣に連絡する。
- ②区長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動^(**)により出動した部隊とも、区対策本部及び現地連絡調整所において緊密な意思疎通を図る。
- ③区は、住民の避難が必要となる場合において、自衛隊の侵害排除措置が行われるときは、避難住民の混乱の発生を防止するため、避難経路の選定等について、自衛隊から派遣された連絡官を通じ、また、関係機関（都、警視庁等）と十分に協議する。

4 他の区市長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の区市長等への応援の要求

- ①区は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、近接区市長（神奈川県の近隣市長を含む）に対して応援を求める。
- ②応援を求める区市等との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 都知事等への応援の要求

区は、必要があると認めるときは、都知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ①区が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ②他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、区は、上記事項を公示するとともに、都に届け出る。
また、事務の委託または委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、区長はその内容を速やかに議会に報告する。

^(**) 内閣総理大臣の命令に基づく治安出動（自衛隊法第 78 条）及び都知事の要請に基づく治安出動（自衛隊法第 81 条）

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 職員の派遣の要請

区長は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長または特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 要請の方法

区長は、(1)の要請を行うときは、都を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、都知事を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 区を行う応援

(1) 他の区市等に対して行う応援等

①区長は、他の区市等から応援の求めがあった場合は、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

②他の区市等の長から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、区長は、所定の事項を議会に報告し、また公示を行い、都知事に届け出る。

(2) 指定公共機関または指定地方公共機関に対して行う応援

区は、指定公共機関または指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備または物資の確保についての応援を求められた場合は、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 自主防災組織等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

区は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会・町会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

区は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、区は、安全の確保が十分であると判断した場合には、都と連携して、ボランティア団体等と相互に協力し、被災地または避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、情報提供、生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置される「ボランティア・センター（仮称）」における登録・派遣調整等の受入体制の確保に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

区は、都や関係機関と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

区は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合は、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合、協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ・避難住民の誘導
- ・避難住民等の救援
- ・消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ・保健衛生の確保

第4節 国民の権利・利益の救済に係る手続き

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

区は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立てまたは訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を整備する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。なお、手続項目ごとの担当課は別途定める。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項) 特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項) 土地等の使用に関する事。 (法第82条) 応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

※表中の「法」は「国民保護法」を示す。

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

区は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、区文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

区は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立てまたは訴訟が提起されている場合には、保存期間を延長する。

第5節 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

1 警報の内容の伝達・通知

(1) 警報の内容の伝達等

①区は、都から警報の内容の通知を受けた場合には、速やかに住民及び関係団体(自治会・町会、社会福祉協議会、救急医療機関等)に警報の内容を伝達する。

②区は、都と協力して、区内の羽田空港及び大規模集客施設の管理者等に速やかに警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

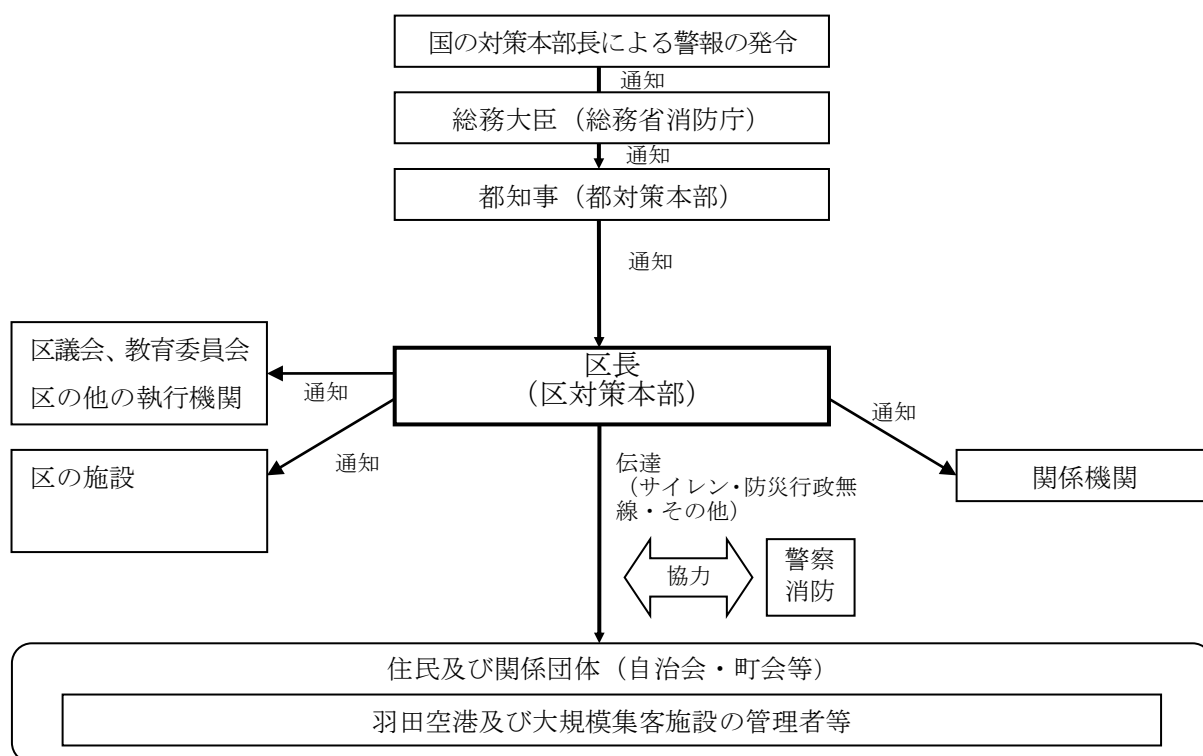
①区は、関係機関に対し、警報の内容を通知する。

《警報の内容》

- ・現状及び予測
- ・発生したと認められる地域
- ・住民等に周知すべき事項

②区は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、区のホームページ (<http://www.city.ota.tokyo.jp/>) に警報の内容を掲載する。

【警報の通知・伝達の流れ】



2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法は、以下の要領により行う。

①「武力攻撃が迫り、または現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に区が含まれる場合
J-ALERTにより同報系区防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹聴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

※ 全国瞬時警報システム (J-ALERT) によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム (Em-net) によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

②「武力攻撃が迫り、または現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に区が含まれないが、特に必要と認める場合

サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載等の手段により、周知を図る。なお、区長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

③上記①②のいずれにおいても、防災アプリ・防災ポータルサイト、安安メール、Twitter、広報車の使用、自主防災組織による各世帯等への伝達、自治会・町会等への協力依頼などの防災行政無線以外の伝達方法も活用する。

(2) 区長は、警報の内容の伝達にあたり東京消防庁（消防署）の協力が得られるよう、その消火活動及び救助・救急活動の状況に留意し、緊密な連携を図る。なお、この場合、消防団は、東京消防庁（消防総監または消防署長）の所轄の下に行動する。

併せて、区は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警視庁（警察署）と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達には、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、区各部の連携の下、保有するあらゆる広報手段の活用及び要配慮者対策班の設置など、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難等に備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達は、警報の伝達と同様に行う。原則として、サイレンは使用しない。

3 緊急通報の伝達及び通知

①緊急通報は、都知事が、武力攻撃等災害が発生、またはまさに発生しようとしており、武力攻撃等災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときに、速やかに発令するものである。

②特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃や大規模なテロ等が発生した場合は、災害の状況に応じて、迅速に緊急通報の発令を行うこととされている。

③緊急通報の発令は、武力攻撃災害の兆候の通知や警視庁、東京消防庁等からの情報等に基づき、正確性や事態の緊急性を十分に勘案した上で行うこととされている。併せて、住民の混乱を未然に防止するよう留意することとされている。

④区が行う緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法は、警報の伝達・通知方法と同様とする。

《緊急通報の例示》

◇ 東京都〇〇区〇〇付近において、不審なゴムボートが放置。武装した不審な2～3人組が付近に潜んでいる模様

- ・ 〇〇付近で銃撃と思われる音が聞こえたとの情報あり
- ・ 現在、警察・自衛隊等関係機関が調査中
- ・ 〇〇付近に居住する住民は、できるだけ外出を控え、テレビ・ラジオのスイッチをつけて情報収集を行い、今後の行政の指示を待つこと
- ・ その他不審者に関する情報等があれば、××-〇〇〇〇-△△△△まで電話すること

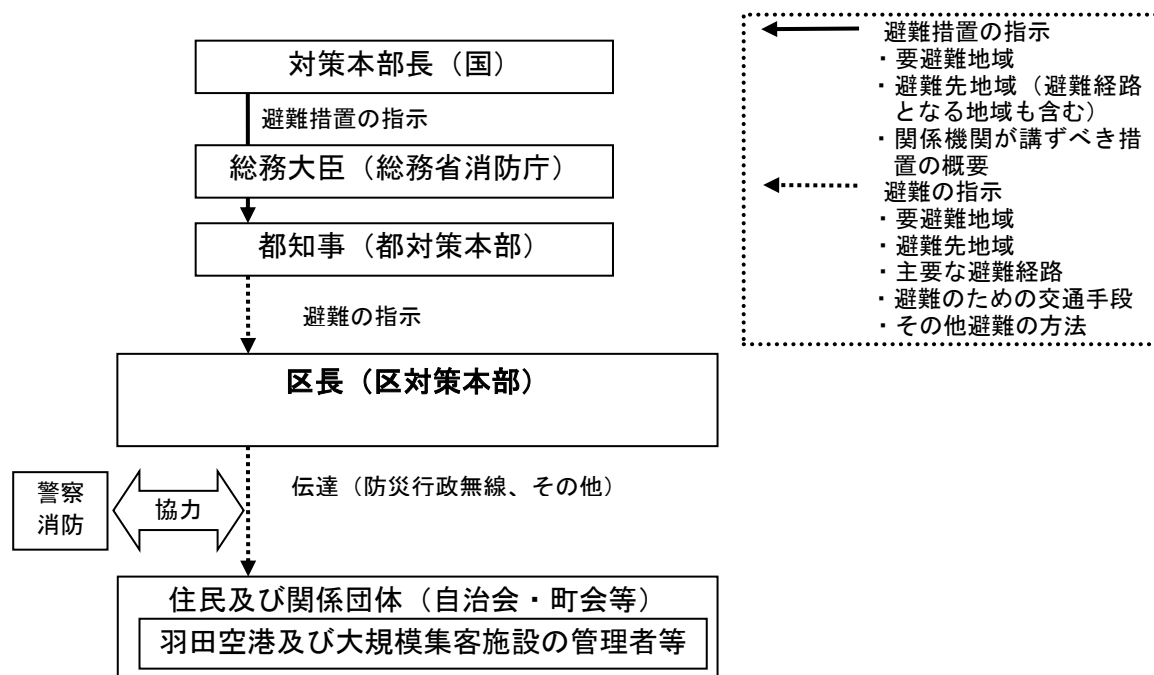
第2 避難住民の誘導等

1 避難の指示の伝達

①区長は、都知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に都に提供する。

②区長は、都知事による避難の指示が行われた場合は、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民等に対して迅速に伝達する。

【避難の指示の流れ】



《避難の指示の例文》

避難の指示

都知事
○月○日○時

都においては、○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示があった。

要避難地域の住民は、下記の掲げる避難の方法に従って、避難されたい。

記

- 1 大田区A A地区の住民は、B区B B地区を避難先として、○日○時目途に避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。
 - ① 運送手段及び避難経路
 - 国道○○号によりバス（○○会社、○○台確保の予定）
 - 駅より○○鉄道（○○行 ○○両編成、○便予定）
 - ② ○時から○時まで、国道○号及び都道○号は交通規制（一般車両の通行禁止）
 - ③ 細部については、大田区の避難実施要領による。
 - ④ 大田区職員の誘導に従って避難する。
- 2 大田区C C地区の住民は、D区D D地区を避難先として、○日○時目途に避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。
 - ①運送手段及び避難経路
 - 徒歩により、緊急にE E地区に移動の後、追って指示を待つ。

・・・以下略・・・

【留意点】

1 都知事は、避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行うこととなっている。

《大幅な変更が生じる場合の例》

- ・武力攻撃の現状及び予測が変わり、避難措置の指示の内容に大幅な変更があるような場合
 - ・当初の避難の見込みから遅れる等、当初の指示の内容を変更することが適当と判断される場合
- 2 関係機関が講ずべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載することとなっている。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

①区長は、避難の指示を受けた場合は、あらかじめ策定しておいた避難実施要領のパターンを参考にしつつ、各執行機関、都、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、東京海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

②避難の指示の内容が修正された場合または事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

《避難実施要領に定める事項（法定事項）》

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領に記載する項目

区長は、法定事項及び都国民保護計画に基づき、次に掲げる項目を避難実施要領において定める。

ただし、緊急の場合には、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を簡条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成する。

《避難実施要領で定める項目》

- ・要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ・避難先
- ・一時集合場所及び集合方法
- ・集合時間
- ・集合に当たっての留意事項
- ・避難の手段及び避難の経路
- ・区職員の配置等
- ・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ・要避難地域における残留者の確認
- ・避難誘導中の食料等の支援
- ・避難住民の携行品、服装
- ・避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ①避難の指示の内容の確認（地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態）
- ②事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
- ③避難住民の概数把握
- ④誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- ⑤輸送手段の確保の調整（都との役割分担、運送事業者との連絡網、一時集合場所の選定）
- ⑥要配慮者の避難方法の決定
- ⑦避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨関係機関との調整（現地連絡調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（都対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

区長は、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、都を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合に区長は、都を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるように、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、区の意見や関連する情報をまとめる。

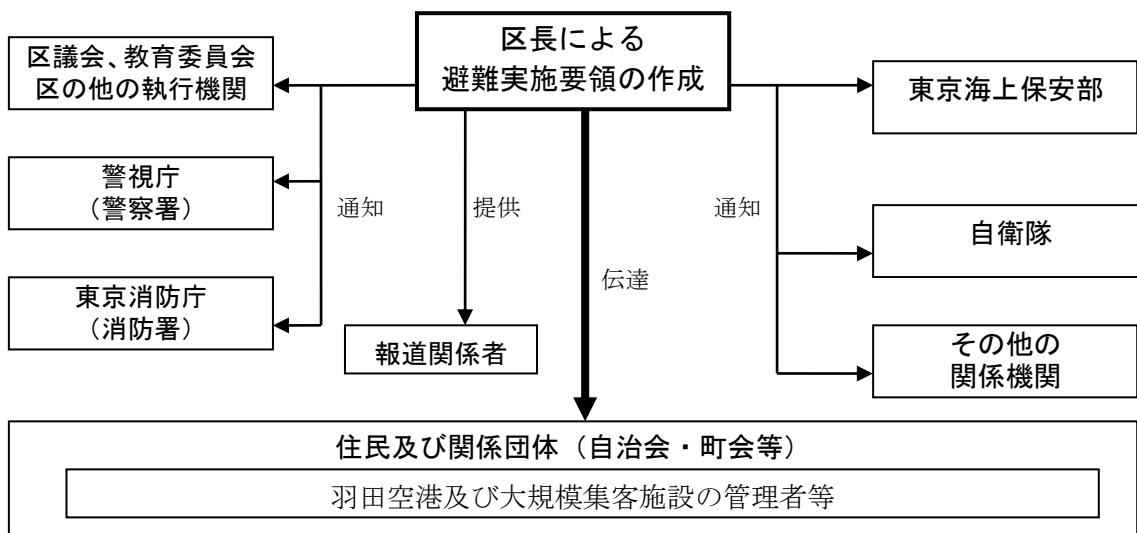
(5) 避難実施要領の内容の伝達・通知

区長は、避難実施要領を策定後直ちに、その内容を、住民及び関係団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、避難の時期や方法等の情報を的確に伝達するように努める。

また、区長は直ちに、その内容を区の他の執行機関、議会、東京消防庁（消防署）、警視庁（警察署）、東京海上保安部及び自衛隊（東京地方協力本部長）並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、区長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

【避難実施要領の流れ】



3 避難住民の誘導

(1) 区長による避難住民の誘導

①区長は、避難実施要領で定めるところにより、区職員を指揮し、消防総監（消防署長）及び消防団長と協力して避難住民を避難先地域まで誘導する。

その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会・町会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、区長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に区職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、区職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

②夜間は、暗闇による視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所に、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のための必要な措置を講ずる。

(2) 東京消防庁との連携

区長は、避難住民の誘導を行う際は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案した上で、消防総監（消防署長）の協力を得て実施する。

なお、区内の消防団は、消防総監または消防署長の所轄の下に行動する。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

区長は、必要があると認めるときは、警察署長、東京海上保安部長または国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官または自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

区長は、これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるように、事態の規模・状況に応じて現地連絡調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

区長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会町会等の代表者など地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の供給等の実施や情報の提供

区長は、避難住民の誘導に際し、都と連携して、食品・飲料水の供給、医療の提供その他必要な措置を講じる。

区長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報も提供する。

(6) 高齢者、障害者等要配慮者への配慮

区長は、高齢者、障害者等要配慮者の避難を万全に行うため、要配慮者対策班を設置し、都要配慮者対策統括部と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

なお、要配慮者の避難に関して、区は、避難場所、避難所等の拠点までの運送を支援する。

(7) 残留者等への対応

避難住民の誘導にあたる区職員は警察、消防等と共に避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対して、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留

者の説得に努める。また、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難場所の運営

区は、原則、区域内に所在する避難場所を運営する。

(9) 避難所等における安全確保等

区は、警視庁（警察署）が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、警視庁（警察署）と協力し住民等からの相談に対応するなど住民等の不安軽減に努める。

区は、その管理する避難所において、都が定める避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全する。

(10) 動物の保護等に関する配慮

区は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

⇒**基本的考え方の要旨を資料編に掲載**

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養または保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる区は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 都に対する要請等

①区長は、避難住民の誘導に際して食品・飲料水、医療等が不足する場合には、都知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、都による救護班等の応急医療体制との緊密な連携を図る。

②避難住民の誘導に係る人的・物的な資源配分について、他の区市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、都知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

③区長は、都知事から避難住民の誘導に関して是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

④区長は、避難住民の誘導に関して、都の区域を越えて避難誘導を行なう際など区のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、都知事に対して、避難誘導の補助を要請する。

(13) 避難住民の運送の求め等

区長は、避難住民の運送が必要な場合において、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

区長は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、都を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、都対策本部長に、その旨を通知する。

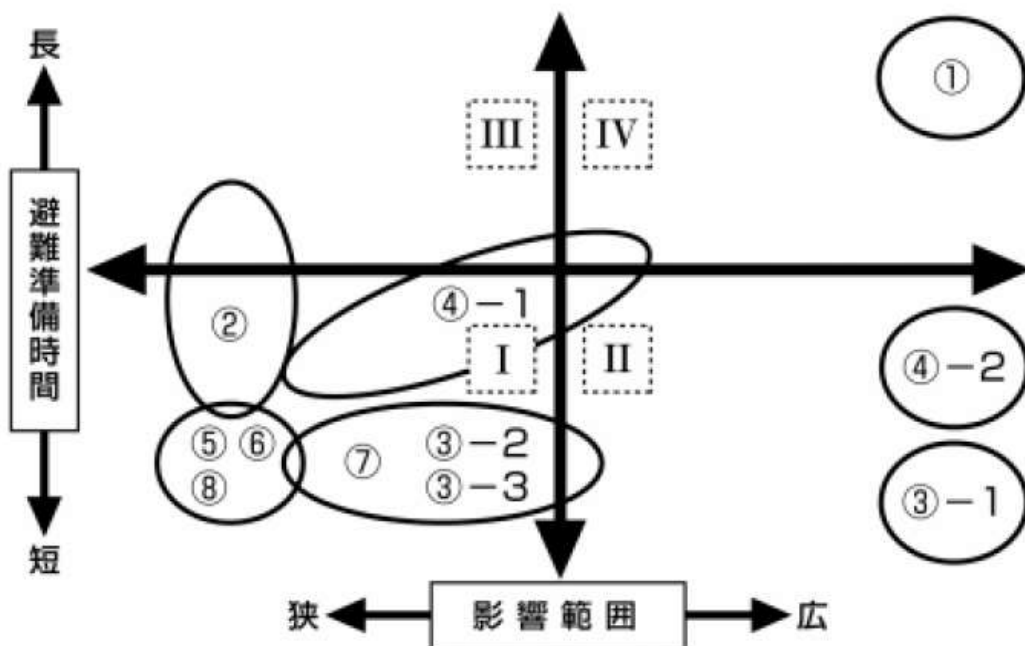
(14) 避難住民の復帰のための措置

区長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領（復帰実施要領）を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

参考 想定される避難の形態と誘導

【東京都国民保護計画より転載】

《事態類型と避難パターンとの関係》



武力攻撃事態	① → 着上陸侵攻 ② → ゲリラ・特殊部隊による攻撃 ③-1 → 弾道ミサイル攻撃 [核弾頭] ③-2 → 弾道ミサイル攻撃 [BC 弾頭] ③-3 → 弾道ミサイル攻撃 [通常弾頭] ④-1 → 航空攻撃 ④-2 → 航空攻撃 [核爆弾]
緊急処理事態 (大規模なテロ等)	⑤ → 危険物質を有する施設への攻撃 ⑥ → 大規模集客施設等への攻撃 ⑦ → 大量殺傷物質による攻撃 ⑧ → 交通機関を破壊手段とした攻撃

- I 直ちに家の中や近くの堅牢な建物等に避難
- II 直ちに近くの堅牢な建物等に避難し、放射線の低減等を確認した上でさらに広域的に避難
- III 計画的に同一区市町村等の避難場所に避難
- IV 計画的に他区市町村の避難場所に避難

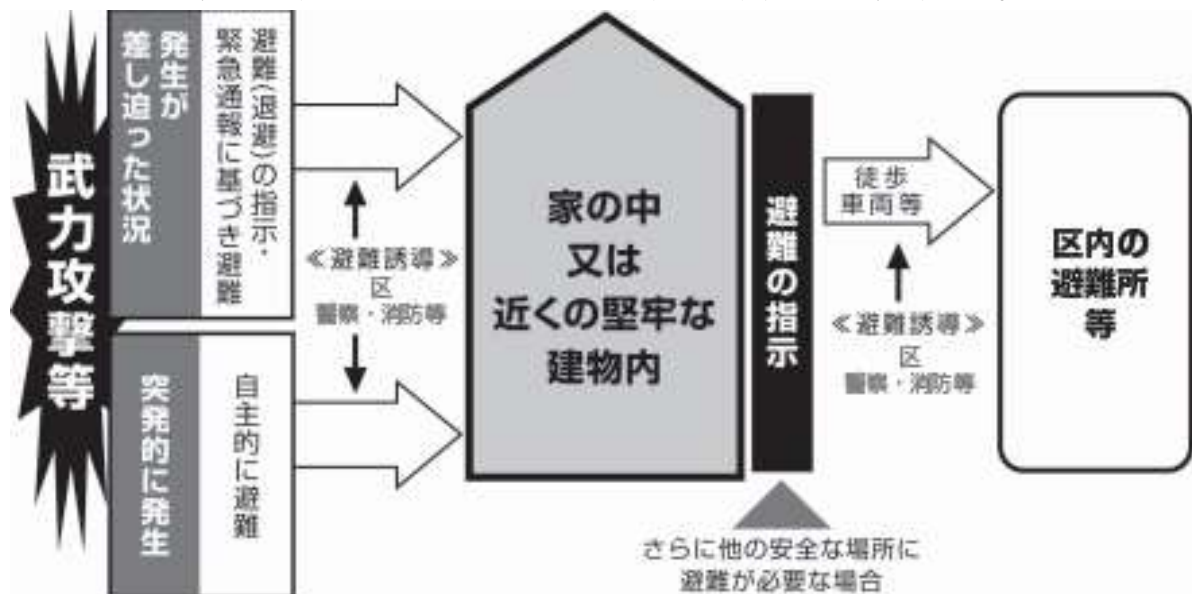
4 想定される避難の形態と区による誘導

(1) 突発的かつ局地的な事態の場合

ゲリラ・特殊部隊による攻撃、テロ等

①屋外で突発的に発生

要避難地域となった区は、自主的にあるいは当初の屋内避難（退避）の指示により建物内に避難した住民を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。



※施設内で武力攻撃等が発生した場合は、施設外への避難の指示が基本（「屋外避難のイメージ」67頁参照）

《該当する事態類型と避難上の留意点》

◆ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

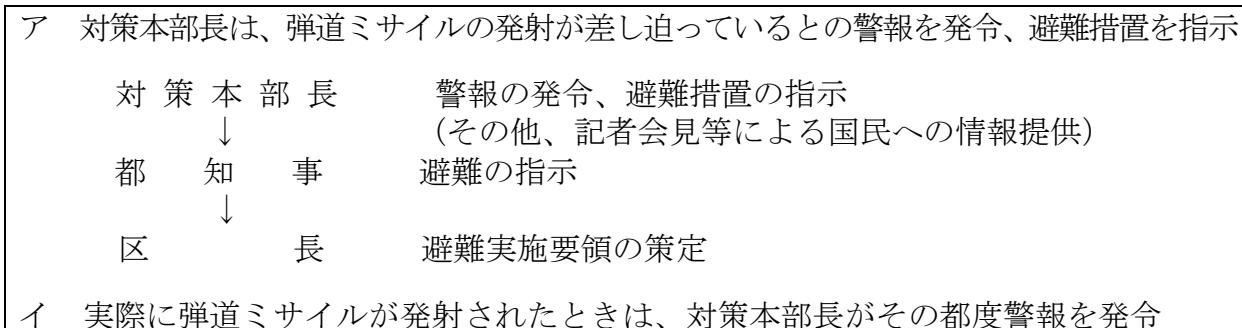
- ・ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び都知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本
- ・屋外での急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な避難所に避難させる等の対応が必要
- ・状況により、退避の指示、警戒区域の設定等の時宜に応じた措置が不可欠。また、政府による事態認定前にゲリラ等の攻撃を受けた場合は、災害対策基本法等既存の法制を活用するなど、柔軟に対応
- ・当初の避難実施要領の策定に当たっては、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成する。その後、避難所に避難させる場合の同要領の策定は、各執行機関、都、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要
- ・また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地連絡調整所を設けて活動調整に当たる。

◆弾道ミサイル攻撃（通常弾頭、BC弾頭）

- ・発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要
- ・当初は、できるだけ近くのコンクリート造りの堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設への避難の指示がなされる

- ・区は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。
- ・以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知する

【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】



◆航空攻撃（通常爆弾等）

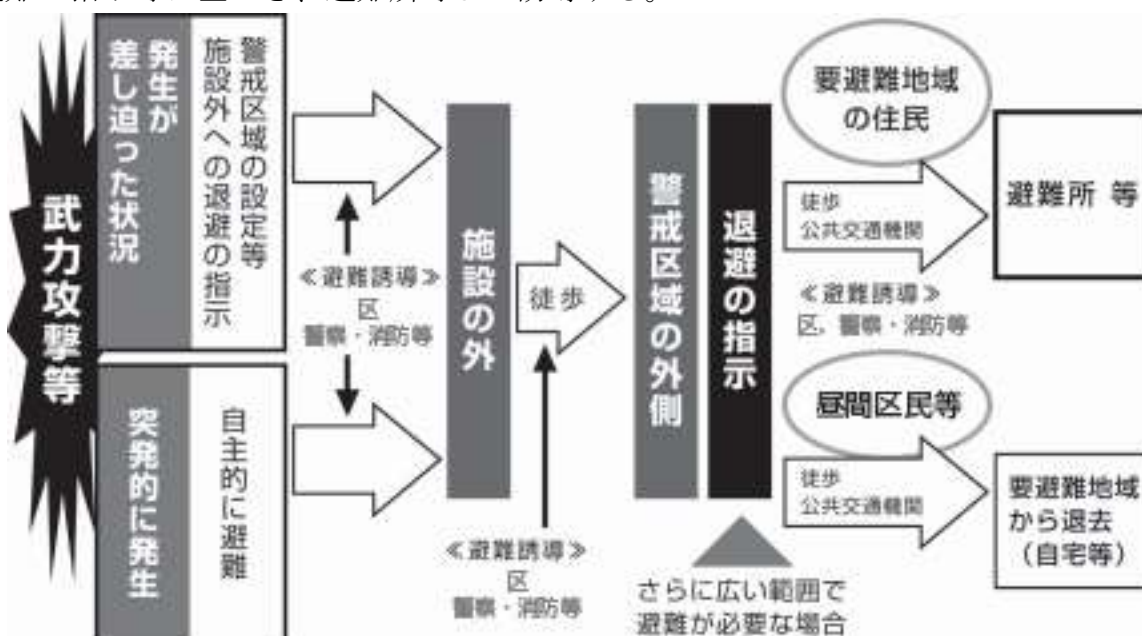
弾道ミサイル攻撃に準じる。

◆緊急処理事態（大規模テロ等）

大規模テロ等（緊急処理事態）への対処で記述

②大規模集客施設等内で突発的に発生

区は、避難（退避）の指示により大規模集客施設等から施設外へ避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。



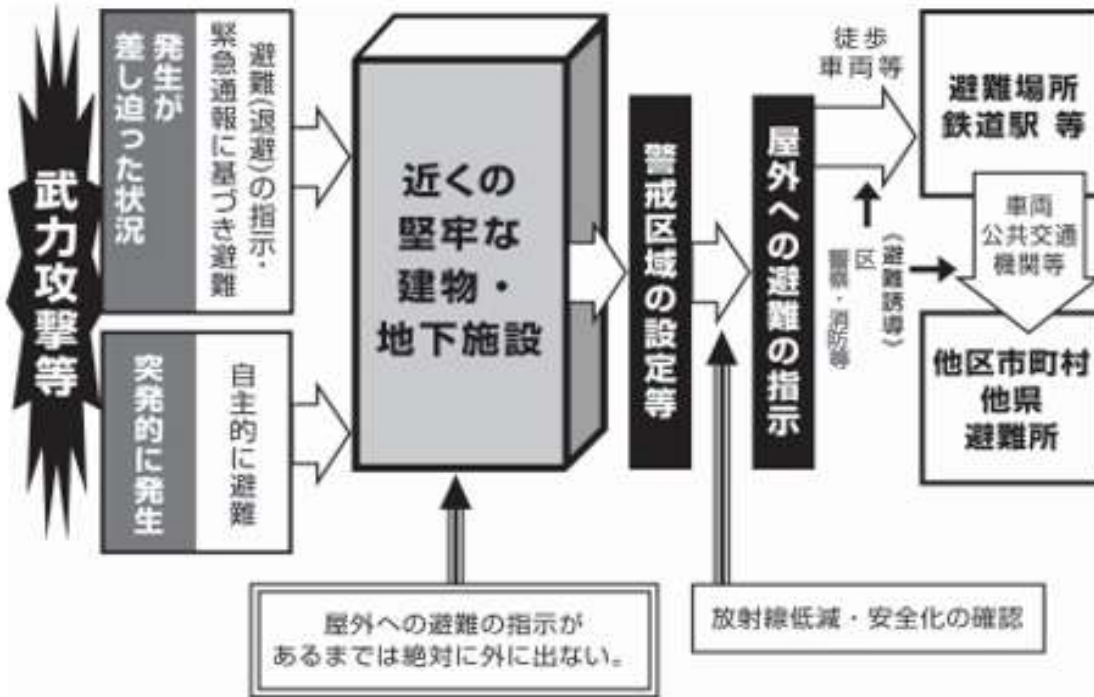
《該当する事態類型と避難上の留意点》

◆緊急処理事態（大規模テロ等（NBC攻撃を伴う場合を含む））

大規模テロ等（緊急処理事態）への対処で記述

(2) 突発的かつ広範囲な事態の場合

要避難地域となった区は、屋内に避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難場所等を経て、他区市町村（他県）の避難所まで誘導する。



《該当する事態類型と避難上の留意点》

◆弾道ミサイル攻撃（核弾頭）

- ・ 攻撃当初は爆心地周辺から直ちに離れ、近くの堅牢な建物・地下施設等に避難
- ・ 一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示がなされる
- ・ 核爆発に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの放射性降下物の影響を受けるおそれのある地域は、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示（風下をさけ極力風向きと垂直方向）がなされる
- ・ 区は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導

◆航空攻撃（核弾頭）

- ・ 弾道ミサイル攻撃（核弾頭）に準じる。

(3) 時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合

要避難地域となった区は、避難の指示等に基づき、避難住民を区内の避難所等まで誘導する。



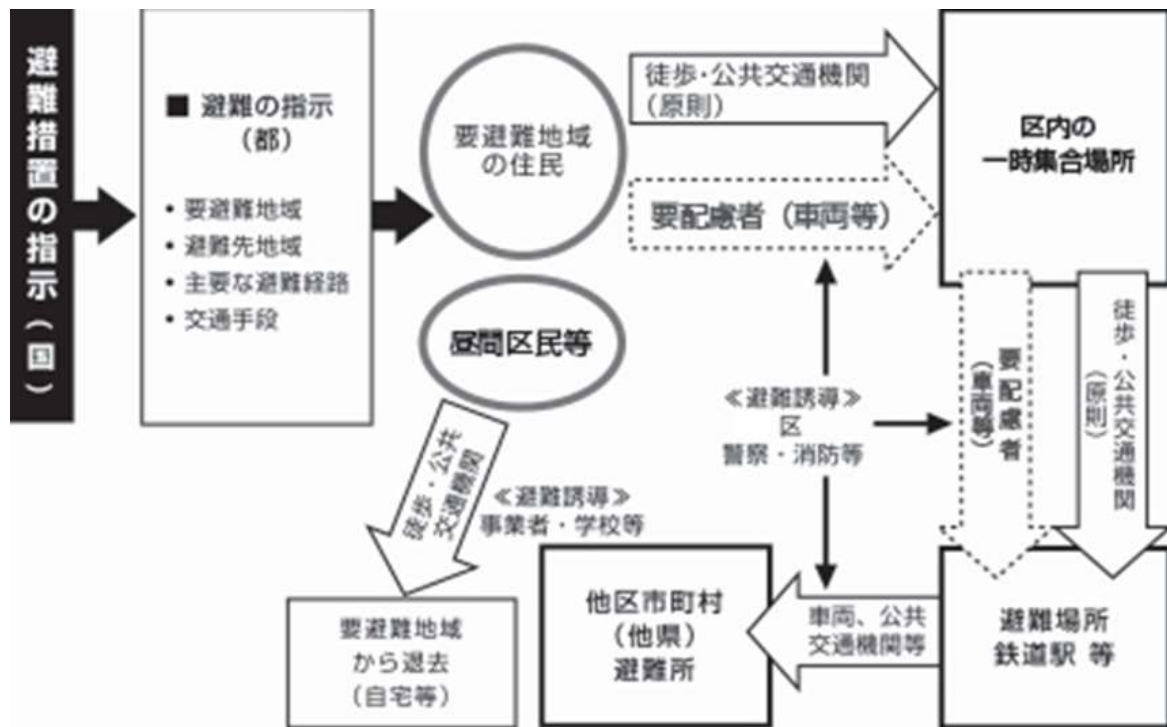
《該当する事態類型と避難上の留意点》

◆ゲリラ・特殊部隊による攻撃（施設占拠に伴う周辺住民の避難等）

- ・ 警察等により周辺の安全を確保した上で、それらの避難誘導に従い避難

(4) 時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合

避難地域となった区は、避難の指示等に基づき、避難住民を一時集合場所または避難場所等を経て、他の区市町村（他県）まで誘導する。



《該当する事態類型と避難上の留意点》

◆ 着上陸侵攻

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、都の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針、それらに基づく都知事による指示等に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めない。

第6節 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

区長は、都とあらかじめ調整した役割分担に基づき、都及び関係機関と緊密な連携を図りながら、避難住民や被災住民に対する救援を行う。

(2) 救援の補助

区長は、都知事が実施する救援措置の補助を行う

2 関係機関との連携

(1) 都知事への要請

区長は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対して国及び他の道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の区市町村との連携

区長は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対し、都内の他の区市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

区長は、都知事が日本赤十字社に委託した救援の措置またはその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

区長は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の程度及び方法の基準

区長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 25 年内閣府告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び都国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

区長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、都知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。⇒「**救援の程度及び基準**」を資料編に掲載

4 救援の内容

(1) 避難施設の供与

① 避難所

ア 避難所及び二次避難所の開設・運営

区は、区内が避難先地域となった場合、都との調整に基づき、区内に避難所を開設し、運営する。ただし、都があらかじめ指定する大規模な施設を避難所とする場合は、都が開設し運営する。

なお、開設にあたっては、女性や要配慮者への視点に配慮した避難所運営に努める。

イ 避難所及び二次避難所の施設管理

区は、区の施設を避難所とする場合は、避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全する。ただし、都の施設を避難所とする場合は「都」、民間施設を避難所とする場合は「当該施設の管理者」が、それぞれ施設管理を行う。

ウ 救援センターの設置

区は、避難住民の生活を支援する総合窓口として、区が開設した各避難所に「救援センター」を設置し、避難所開設期間を通じて必要な人員を配置する。

「救援センター」の職員は、関係機関やボランティアの協力を得て、次のような業務を行う。

- ・避難住民に対する食料等の配給
- ・医療、衛生管理、避難所生活に関する情報提供、相談対応
- ・避難住民の生活状況の把握
- ・区対策本部に対する物資・資材等の要請 等

エ 都対策本部（避難所支援本部^(*)）への報告

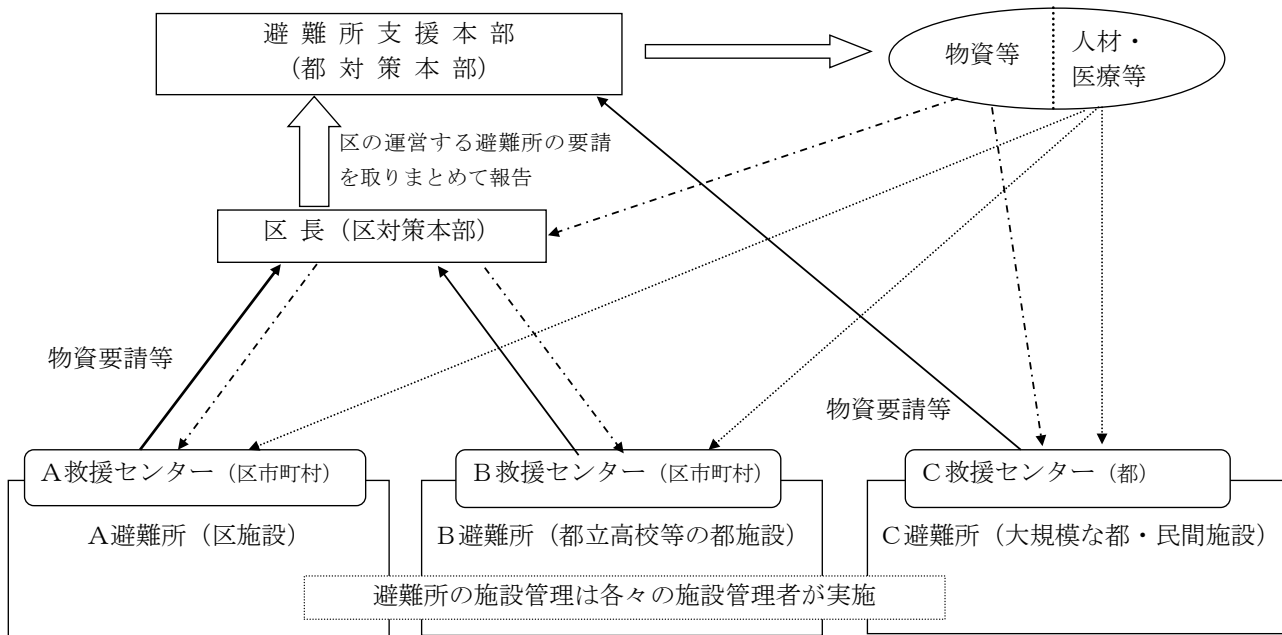
区は、避難所における物資の不足等に伴うニーズを取りまとめ、必要に応じて都対策本部（都対策本部に避難所支援本部が設置されている場合は当該支援本部）へ報告のうえ、救援物資の供給等を要請する。

(*) 都は、複数の区市町村に大規模な住民が避難し、多くの避難所が設置された場合において、大量の救援物資の供給等を円滑に実施するため、あらかじめ定める要綱に基づき都対策本部に避難所支援本部を設置することとしている。

避難所支援本部は、区を通じて（都が運営する救援センターからは直接物資要請がなされる）、避難所において不足する物資等を把握し、広域的な観点から調整しつつ、次のような事項について、区による避難所運営を支援する。

・救援物資（食品、飲料水、生活必需品等）の供給 ・応急医療の提供 ・学用品の供給 ・避難所における保健衛生の確保 等

【避難所支援本部・救援センターの関係図】



② 応急仮設住宅等の設置、運営

避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合は、都が応急仮設住宅等を設置し、都営住宅に準じて管理する。その際、区は入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。

(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の供給または貸与

①食品及び生活必需品等の供給

食品及び生活必需品等の供給等は、都による一括調達を原則とし、必要に応じて都及び区における備蓄品を活用する。また、緊急時においては、区における備蓄品（都の事前配置分を含む。）または調達品をもって充てる。

②飲料水の供給

水道による飲料水の供給が不可能または困難になった場合に、区は都に対して応急給水を要請するとともに、都と連携して応急給水活動を実施する。

(3) 医療の提供及び助産

①医療に関する情報提供

区は、都と協力して、避難所周辺の医療機関の状況を把握し、避難住民に対して、利用可能な医療機関、診療科目等に関する情報を提供する。

②医療の提供及び助産

区は、医療救護所の設置、医療救護班等の派遣を行い、避難住民に対し医療等を提供する。区は、必要に応じて、都に対し、医療の提供に関し次の支援を求める。

- ・医薬品、医療資材の補充
- ・都医療救護班の派遣
- ・都医師会等に対する派遣要請
- ・その他広域的な応援要請

③患者の搬送

区は都と協力し、被災現場や避難場所・避難所から医療救護所まで患者を搬送する。医療救護所から災害拠点病院等の医療施設への患者搬送については、都と連携して実施する。なお、医療施設への搬送は、状況に応じて次により行うものとする。

- ・東京消防庁に対する搬送要請
- ・区や都の派遣する医療救護班が使用した自動車による搬送
- ・都が調達するヘリコプター、船舶等による搬送

(4) 被災者の捜索及び救出

区は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う被災者の捜索、救出に必要な協力を行う。

(5) 電話その他の通信設備の提供

区は、区が運営する避難所において、都が電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て手配した通信機器等の設置場所の確保を行い、機器を被災者の利用に供し、管理する。

(6) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

区は、都が行う武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関して、都が定める選定基準により応急修理対象者の募集、選定を行う。

(7) 学用品の配付

区は、被災により教科書、文房具、通学用品等の学用品を失った児童・生徒について、供与すべき必要量を把握し都に報告する。

区は、都が区の報告に基づき一括して調達した学用品を配付する。

(8) 武力攻撃災害によって住居またはその周辺に運び込まれた土石、竹木等の除去

区は、復帰先での生活確保を支援するため、武力攻撃災害のため住居またはその周辺に土石、竹木等が堆積し、日常生活に著しい支障を及ぼしており、住民自らの資力では除去することができない場合、都と協力し^(*) これらを除去する。

(9) 行方不明者の捜索及び遺体の処理

区は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。

区は、警視庁等と連携して、遺体収容所の開設、遺体の搬送、収容、処理、遺族への引渡し等を行う。

区は、遺体の処理の時期、場所、処理方法（遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存及び検案等の措置）等について、都、警視庁等と調整を行う。

(10) 火葬等

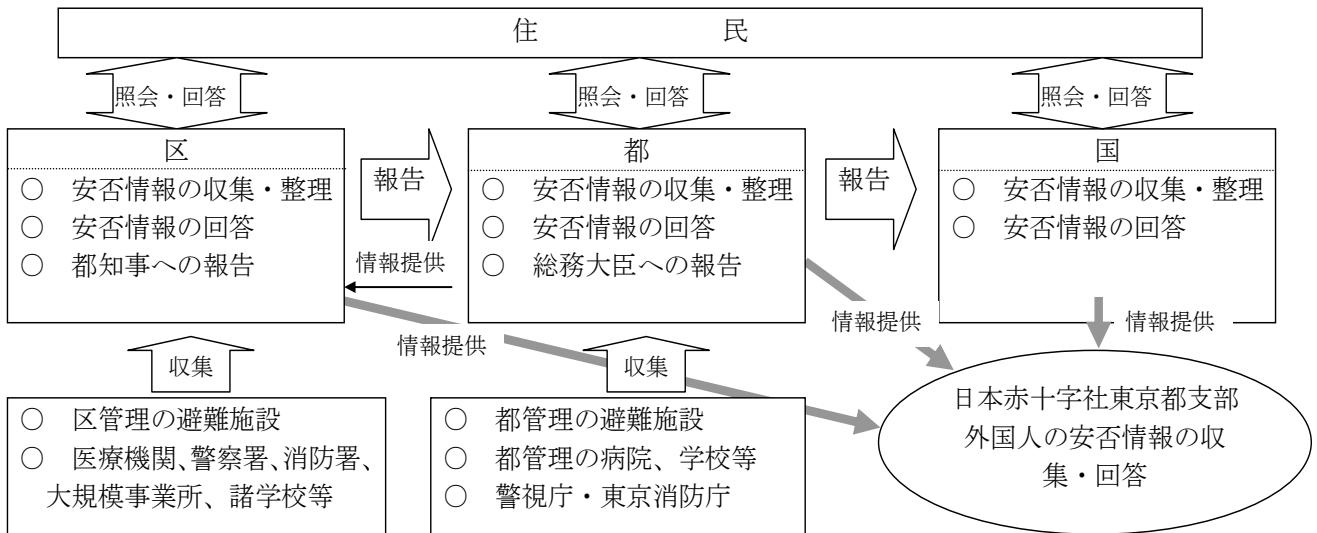
区は、身元不明の遺体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬するとともに、遺留品、遺骨の保管を行う。

区は、必要に応じて、都に対し、広域的な火葬の応援・協力を要請する。

(*) 都は、広域的な観点から実施順位等を定め、区市町村と協力して土石、竹木等の除去を実施する。

第7節 安否情報の収集・提供

【安否情報の収集、整理及び提供の流れ】



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

区は、避難住民や負傷あるいは死亡した住民の安否情報を、避難住民や医療機関などの関係機関から、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成17年総務省令第44号。以下「安否省令」という。)に規定する様式(以下「省令様式」という。)第1号及び第2号により収集する。ただし、やむを得ない場合は、区長が適当と認める他の方法により収集する。

⇒「安否省令に関する主な資料」を資料編に掲載

《収集の役割分担》

- ・区…区管理の避難施設、区の施設(学校等)、区内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等
- ・都…都管理の避難施設、都の施設(病院・学校等)、警視庁、東京消防庁等

(2) 安否情報収集の協力要請

区は、安否情報を保有する指定公共機関、指定地方公共機関並びに医療機関等の関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を要請する場合は、当該協力は各機関の自主的な判断に基づき、その業務の範囲内で行われるものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

区は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨が分かるように整理しておく。

2 都に対する報告

区は、都への報告に当たっては、原則として、安否情報システムへの入力で行い、安否情報システムが利用できない場合は、省令様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を電子メールにより都に送付する。ただし、事態が急迫している場合などこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ①区は、安否情報の照会窓口や照会方法について、区対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ②住民からの安否情報の照会については、原則として省令様式第4号に必要事項を記載した書面を窓口に提出することにより受け付ける。ただし、照会をしようとする者(以下「照会者」という。)が安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 照会者の本人確認

- ①区は、窓口において安否情報の照会を受け付ける際には、照会者の本人確認を行うため、本人であることを証する書類(運転免許証、健康保険の被保険証等)を窓口において提出または提示させる。
- ②区は、口頭や電話、電子メールなどによる安否情報の照会で、本人であることを証する書類を提出または提示させることができない場合は、照会者の住所、氏名、生年月日、性別(以下「4情報」という。)について、住民基本台帳と照合することにより本人確認を行う。
なお、照会者が他区市町村に住所を有する場合は、安否省令第3条第3項に基づき、当該区市町村に問合せることにより4情報を照合し、本人確認を行う。

(3) 安否情報の回答

- ①区は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、(2)により本人確認を行った上で、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、省令様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、または負傷しているか否かの別を回答する。
- ②区は、照会に係る者の同意があるときまたは公益上特に必要があると認めるときは、照会者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を省令様式第5号により回答する。
- ③区は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った回答者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(4) 個人の情報の保護への配慮

- ①安否情報は個人の情報にあることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ②安否情報の回答に当たっては、必要最小限に情報の回答にとどめるものとし、負傷または疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

区は、日本赤十字社東京都支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(3)、(4)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第8節 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

区は、国や都等の関係機関と協力して、区の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 都知事への措置要請

区長は、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、都知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

《要請する場合の例示》

- ・武力攻撃により多数の死者が発生した場合
- ・NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備が必要な場合 等

(3) 対処に当たる区職員の安全確保

区は、武力攻撃災害への対処措置に従事する区職員に、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 都知事への通知

区長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官または海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を都知事に通知する。

第2 応急措置等

1 退避の指示

(1) 退避の指示

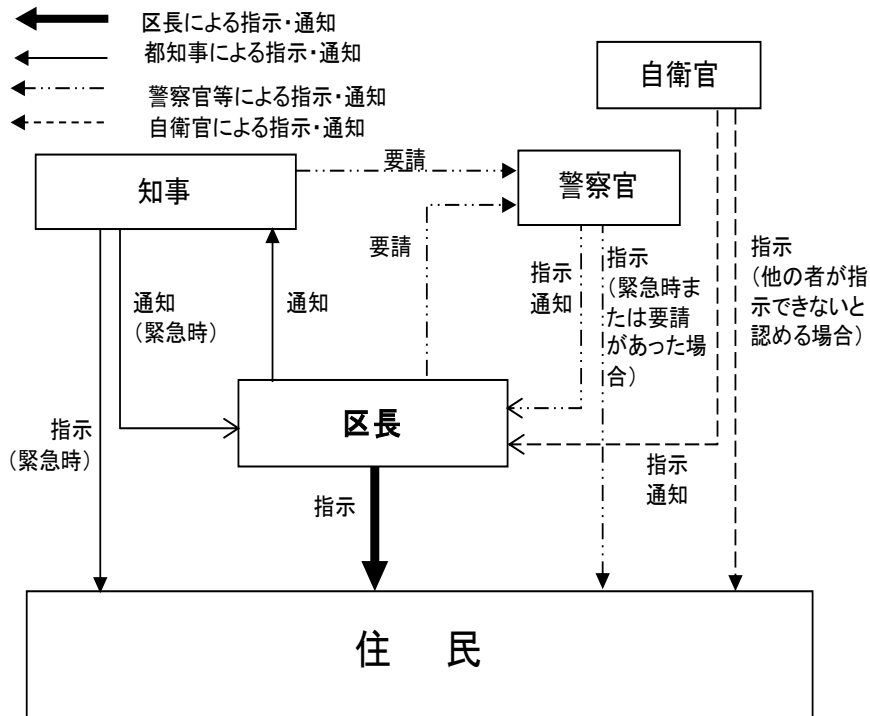
区長は、武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは^(*)、住民に対し退避の指示を行う。

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ①区長は、退避の指示を行ったときは、区防災行政無線、防災アプリ・防災ポータルサイト、安安メール、Twitter、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、都知事に通知を行う。指示を解除した場合も同様の措置を行う。
- ②区長は、都知事、警察官、海上保安官または自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

^(*)特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合などには、住民に危険が及ぶことを防止するため、都知事による避難の指示を待つかまがない場合もあることから、区長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示の流れ】



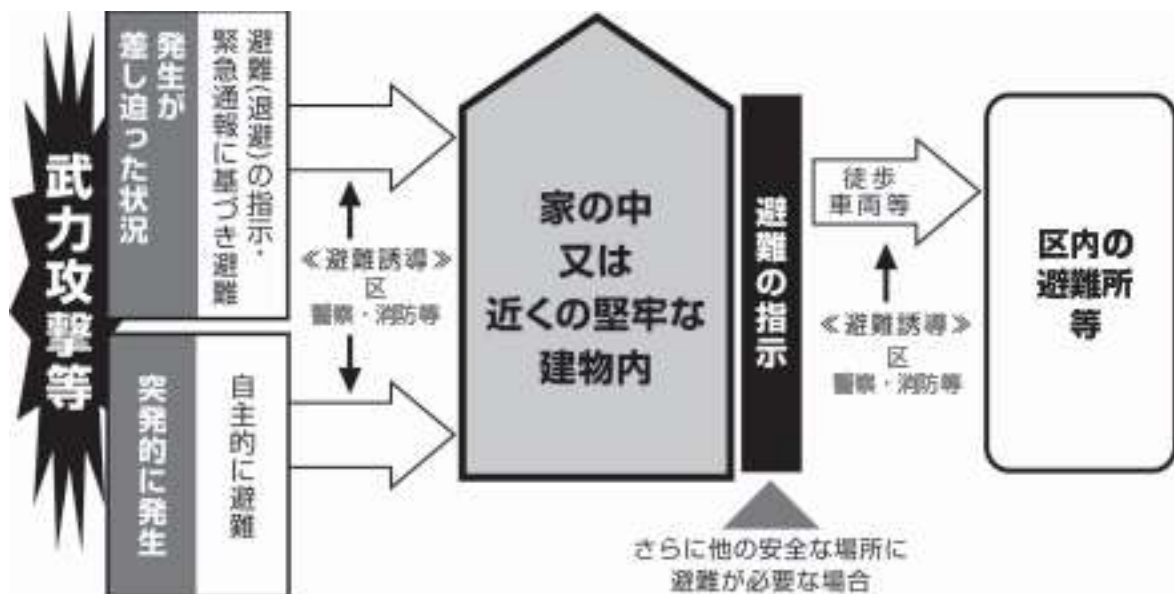
①屋内への退避の指示

区長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。

《屋内退避を指示する事例》

- ・ゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等の情報が無い場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき
- ・NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

【屋内退避の場合】



《屋内退避の指示の例》

「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。

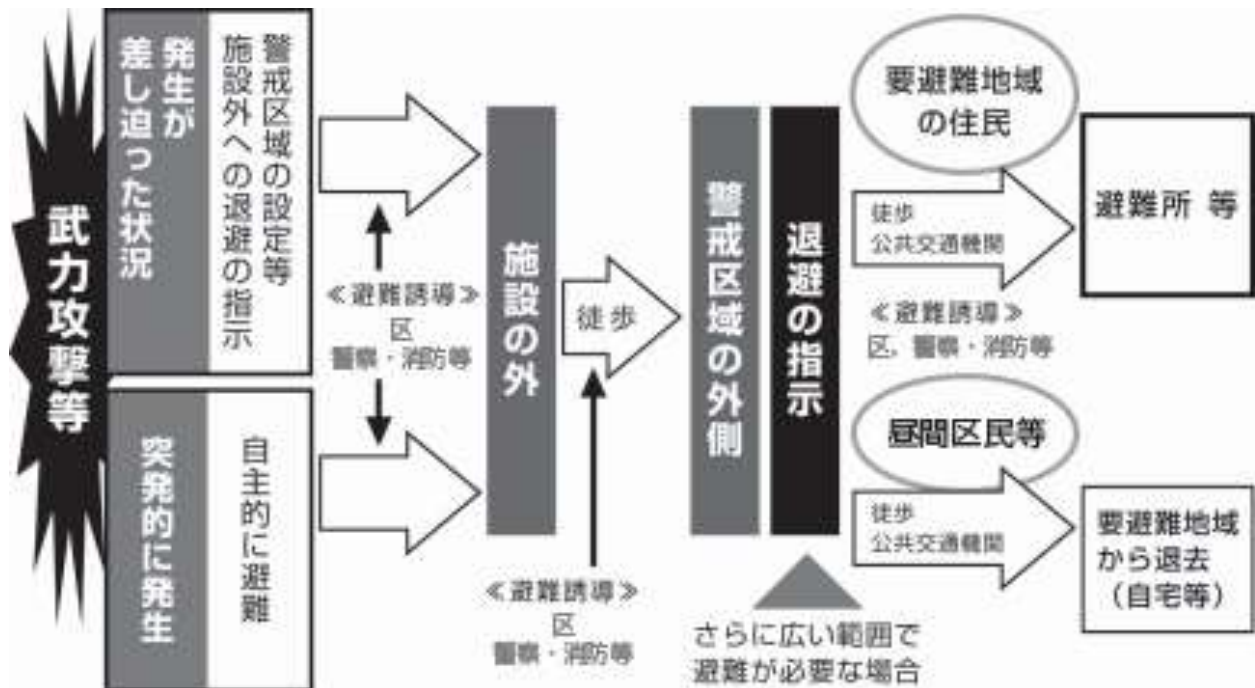
②屋外への退避の指示

区長は、住民等が屋内に留まるよりも、速やかに移動した方がより危険が少ないと考えられるときは、「屋外退避（避難所等への退避）」を指示する。

《屋外退避を指示する事例》

- ・ 駅や大規模集客施設、地下街などの施設の中で、NBC攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合で、屋内においては汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断される時。

【屋外退避の場合】



《屋外退避の指示の例》

〇〇駅構内にいる者は、△△△の危険があるため、構内放送や職員の誘導に従い、落ち着いて駅外に退避すること。

(3) 安全の確保等

- ①区長は、警察、消防、医療機関、保健所、東京海上保安部及び自衛隊等と現地連絡調整所において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。退避の指示を住民に伝達する区職員に対して、二次被害が生じないよう国及び都からの情報や区で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有する。

区職員が退避の指示に係る地域において活動する際に、区長は、必要に応じて警察、消防、東京海上保安部及び自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の情報の確認を行う。

- ②区長は、退避の指示を行う区職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

区長は、武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地連絡調整所における関係機関の助言等か

ら判断し、住民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

①区長は、警戒区域の設定に際しては、区対策本部に集約された情報のほか、現地連絡調整所における警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、東京海上保安部、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲を決定する。また、事態の状況の変化を踏まえて、警戒区域の範囲の変更を行う。

NBC攻撃により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

②区長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。

③警戒区域内では、交通の要所に区職員を配置し、警視庁（警察署）、東京海上保安部と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地連絡調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

④区長は、都知事、警察官、海上保安官または自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲について関係機関に周知するなど情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

区長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する区職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 区長の事前措置

区長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備または物件の占有者、所有者または管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備または物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

区長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ①他人の土地、建物その他の工作物の一時使用または土石、竹木その他の物件の使用若しくは取用
- ②武力攻撃災害を受けた現場の工作物または物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 区が行う措置

区長は、武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警視庁、東京消防庁等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるようにする。

(2) 東京消防庁の活動

東京消防庁は、管轄地域内において発生した武力攻撃災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、次のとおり、全庁を挙げ、消火、救助・救急活動を実施する旨、東京都国民保護計画において定めている。

また、消防団は、消防総監または消防署長の所轄の下に行動する。

- ・ 武力攻撃による火災が発生している場合は、全消防力を挙げて消火活動を行う。
- ・ 武力攻撃災害により要救助者が発生している場合は、消火活動と並行して、救助・救急活動等人命の安全確保を最優先とした活動を行う。
- ・ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主眼に活動する。
- ・ 武力攻撃災害の状況により、消防力に不足が生じることが見込まれる場合は、緊急消防援助隊等の応援を受けて、消防の任務を遂行する。なお、緊急消防援助隊等の指揮は、消防総監が行う。
- ・ 東京消防庁は、消防職員及び消防団員の安全を確保するための措置を講じた上で、消火、救助・救急活動を行う。

(3) 医療機関との連携

区長は、都と協力して、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について、医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(4) 安全の確保

- ①区長は、国対策本部及び都対策本部からの情報を区対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、警察、消防等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ②その際、区長は、必要により現地に区職員を派遣し、都、警察、消防、医療機関、保健所、海上保安部、自衛隊等と共に現地連絡調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、区対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、東京消防庁（消防総監または消防署長）の所轄の下に、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

区は、区対策本部を設置した場合においては、区内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報や各施設における対応状況等の必要な情報を、警察・消防等の関係機関の協力を得て収集する。

(2) 区が管理する施設の安全の確保

区長は、区が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者として、安全確保に努める。この場合において、区長は、必要に応じ警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、東京海上保安部、その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の区が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化を図る。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

区長は、危険物質等（毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者（区長が登録を行う者に限る。）が取り扱うものに限る。

（以下同様とする。）に係る武力攻撃災害の発生を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、その取扱者に対し、次に掲げる武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

また、国民保護法施行令第29条の規定に基づき消防本部等所在市町村の長が行うこととされている、消防法第2条第7項の危険物に係る下記②及び③の措置については、東京消防庁が行うこととなる。なお、避難住民の運送などの措置において当該危険物等が必要となる場合は、関係機関と区対策本部で所要の調整を行う。

【措置】

①危険物質等の取扱所の全部または一部の使用の一時停止または制限

②危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬または消費の一時禁止または制限

③危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

※消防法第2条第7項の危険物に係わる①の措置については、同法に基づき東京消防庁が実施

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

区長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、区長は、(1)に掲げる①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 NBC攻撃による災害への対処

(1) 応急措置の実施

区長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避の指示をし、または警戒区域を設定する。

区は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）の関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

区は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、都を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

区長は、NBC攻撃が行われた場合は、区対策本部において、警視庁、東京消防庁、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地連絡調整所を設置し、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、区長は、現地連絡調整所の区職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、都に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

区は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び都との連携の下、それぞれの点に留意して措置を講ずる。

①核攻撃等の場合

区は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を都に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

さらに、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他の放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる。

②生物剤による攻撃の場合

区は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を、装備・資機材等により対応可能な範囲内で行う。

区の危機管理担当課は、生物剤を用いた攻撃の特殊性^(*)に留意し、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害状況等の把握方法とは異なる点にかんがみ、保健所と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

③化学剤による攻撃の場合

区は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 区長の権限

区長は、都知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、警察等関係機関と調整しつつ、次の権限を行使する。

- ・飲食物、衣類、寝具その他の物件の占有者に対する、移動の制限または禁止、廃棄の命令
- ・生活用水の管理者に対する、使用・給水の制限または禁止、廃棄の命令
- ・遺体の移動の制限または禁止
- ・飲食物、衣類、寝具その他の物件の廃棄
- ・建物への立ち入り制限または禁止、建物の封鎖
- ・交通の制限、交通の遮断

(6) 要員の安全の確保

区長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地連絡調整所及び都から積極的に収集するよう努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全を確保する。

^(*) 【生物剤を用いた攻撃の特殊性】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

第9節 被災情報の収集及び報告

(1) 被災情報の収集及び報告

- ①区は、電話、区防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所または地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ②区は、情報収集に当たっては警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、東京海上保安部との連絡を密にする。
- ③区は、収集した被災情報の第一報を、都^(*)に対し次の様式を用いて、電子メール、FAX等により直ちに報告する。
- ④区は、第一報を都に報告した後も、被災情報の収集に努めるとともに、続報については次の様式を用いて、電子メール、FAXにより都が指定する時間に都に対し報告する。なお、新たに重大な被害が発生した場合など、区長が必要と判断した場合には、直ちに都に報告する。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）					
令和 年 月 日 時 分 大田区					
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（または地域）					
(1) 発生日時 平成 年 月 日					
(2) 発生場所 大田区△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）					
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要					
3 人的・物的被害状況					
人的被害		住家被害		その他	
死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊
		重傷	軽傷		
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)
※ 可能な場合、死者について、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。					
死亡年月日	性別	年齢	概況		

(*) 災害の状況により都（対策本部）に報告できない場合は、総務省消防庁へ報告する。

第 10 節 保健衛生の確保その他の措置

1 保健衛生の確保

区は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

区は、避難先地域において、都と協力し、巡回健康相談等を行うため、保健師班を編成して避難所等に派遣する。この場合、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身の健康状態に留意する。

(2) 防疫対策

区は、生活環境の悪化または病原体に対する抵抗力の低下による、避難住民の感染症等の発生を防ぐため、都と協力し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

区は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、都と協力し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

区は、避難先地域における感染症等の防止をするため、都と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項について、避難住民への情報提供を実施する。

(5) 栄養指導対策

区は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を都と協力し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

①区は、環境大臣が指定する特例地域においては、都と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対し、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬または処分を業として行わせる。

②区は、①により廃棄物の収集、運搬または処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬または処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬または処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

①区は、区地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針(改定版)」(平成 30 年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

②区は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合には、「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」に基づき対応する。

第 11 節 国民生活の安定に関する措置

1 生活関連物資等の価格安定

区は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務または国民経済上重要な物資若しくは役務（生活関連物資等）の価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために、都等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒に対する教育

区教育委員会は、都教育委員会と連携し、被災した児童生徒に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行う。

また、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設の応急復旧を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

区は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、区税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに区税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 公共的施設の適切な管理

区は、道路等の管理者として当該公共的施設を適切に管理する。